

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

富山国民年金 事案 107

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年3月まで

私が大学生の時、父母が国民年金の加入手続を行い、昭和43年1月から45年6月まで国民年金保険料を納付していたはずなのに、申立期間の国民年金保険料が未納となっている。

父母は死亡しているため当時の状況は不明であるが、申立期間の前後の期間は国民年金保険料を納付しているため、申立期間についても国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

なお、昭和45年4月から同年6月までの期間については、厚生年金保険加入期間との重複が判明し、平成17年10月に国民年金保険料が還付されている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立期間の前後の期間は納付済期間となっている。

また、申立人の父母は、昭和38年に国民年金保険料を全期間前納しているなど納付意識が高く、申立人について申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料については、A町の国民年金被保険者名簿では納付済みと記録されているのに、社会保険事務所の記録では未納となっていたことから記録訂正が行われており、申立期間についても社会保険事務所の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月21日から同年10月1日まで

昭和38年1月21日にB社に入社した。その後、48年9月21日にグループ会社であるA社へ異動し、52年3月21日にB社に戻り、59年10月21日まで同社に継続して勤めていたのに、48年9月が厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間について、A社に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びA社の元事業主の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務（昭和48年9月21日にB社からA社に異動）していたものと認められる。

また、B社とA社はグループ企業であるが、申立人と同時期にA社に勤務し、両社間で異動している他の従業員に係る厚生年金保険の被保険者資格は、異動日と同日付けで資格を喪失・取得している状況がみられることから、両社間での人事異動に係る厚生年金保険の取扱いについては、厚生年金保険の被保険者期間に空白を生じさせないように行われていたものと推認され、申立人だけに1か月間の空白期間が生じていることは不自然で

ある。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 48 年 10 月の社会保険庁の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社はすでに解散し、当時の資料は残っていないものの、元事業主は納付したとしている。しかし、社会保険事務所における A 社の資格取得日と雇用保険の資格取得日が同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記載したとは考え難いことから、事業主は昭和 48 年 10 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 9 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和31年9月1日に、同社C支店における資格喪失日に係る記録を48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、31年8月は9,000円、48年10月は13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和31年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和48年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月30日から同年9月1日まで
② 昭和48年10月31日から同年11月1日まで

昭和27年6月にA社に入社し、31年9月に同社B出張所から同社D事業所に異動し、48年11月には同社C支店から同社本社に異動した。

その間、退職はしておらず継続して勤務していたのに、それぞれ1か月ずつ厚生年金保険の加入期間に空白が生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店（現在は、A社E支店）が保有する申立人の履歴台帳（勤務経歴）、申立人に係る雇用保険の記録及び申立人が所持する給与明細書等により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和31年8月28日に同社B出張所から同社D事業所に異動、及び48年11月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①については、申立人の同僚の一人は、A社B出張所か

ら同社D事業所への異動辞令を申立人と一緒に受け取ったとしており、その同僚の資格喪失日は昭和31年9月1日であることから、申立人についても、同社B出張所における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年7月及び48年9月の社会保険事務所の記録から、31年8月は9,000円、48年10月は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①については、事業主は申立期間の保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、事業主は申立期間の保険料を納付したと主張するが、事業主が資格喪失日を昭和48年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を同年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月10日から同年5月1日まで
② 昭和41年5月26日から同年6月3日まで

昭和26年4月10日にA社に入社し、55年12月21日に退社するまで継続して勤務していた。

しかし、申立期間①の採用時期及び申立期間②のA社C営業所からB営業所に異動した期間について、厚生年金保険の被保険者となっていない。

A社に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された人事記録、使用証明書及び雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年5月26日に同社C営業所から同社B営業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年6月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、雇用保険の記録によれば、申立人は昭和 26 年 4 月 10 日に被保険者資格を取得したと記載されているが、A 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号並に標準報酬等級決定通知書には、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 5 月 1 日と記載されており、当該記載は、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証の記載と一致していることが確認できる。

また、申立人と同時期に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚の記録により、当時、同社では、雇用保険の資格を取得させてから一定期間後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いが行われていたと推認され、当該複数の同僚の中には、雇用保険の資格取得日（昭和 26 年 4 月 10 日）及び厚生年金保険の被保険者資格取得日（同年 5 月 1 日）が申立人と同一日となっている者もみられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から46年12月まで

A市B区へ婚姻届を提出した時期と同時期である昭和43年10月ごろ、妻の住所変更及び国民健康保険への加入手続並びに自分の国民年金への加入手続等を行ったと思う。

昭和44年に長男が誕生した際には、国民健康保険の給付を受けた記憶があり、国民健康保険へ加入している以上は国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付していたと思う。

なお、昭和47年9月ごろC市に転入し、その後昭和48年度に2年分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶はある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月ごろ、その妻の国民健康保険への加入手続を行うと同時に、自身の国民年金への加入手続も行ったはずであるとしている。

しかし、申立人には国民年金の加入手続を行ったとの明確な記憶は無く、その具体的な状況が不明である上、昭和43年当時に国民年金手帳が交付された記憶も無いなど、申立人が申立期間において国民年金に加入したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推察される昭和48年11月時点では、申立期間のうち46年9月以前の期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）にも、その後に実施された特例納付等により申立期間に係る保険料をさかのぼって納付した形跡は無い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人は、国民年金保険料の納付について、町内会集金により納付したとするだけで、納付金額や国民年金手帳への印紙の貼付^{ちようふ}等具体的な状況を説明できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から46年12月まで
時期は特定できないが、A市B区に居住していた時に、夫が私の国民年金への加入手続を行ったと思う。

昭和44年に長男が誕生した際には、国民健康保険の給付を受けた記憶があり、国民健康保険へ加入している以上は国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付していたと思う。

なお、昭和47年9月ごろC市に転入し、その後昭和48年度に、夫が2年分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶はある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は特定できないものの、その夫が申立人自身の国民年金への加入手続を行ったはずであるとしている。

しかし、申立人の夫から聴取しても、申立人の国民年金の加入手続を行ったとの明確な記憶は無く、その具体的な状況が不明である上、申立人及びその夫には、昭和43年当時に国民年金手帳が交付された記憶も無いなど、申立人が申立期間において国民年金に加入したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推察される昭和48年11月時点では、申立期間のうち46年9月以前の期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）にも、その後実施された特例納付等により申立期間に係る保険料をさかのぼって納付した形跡は無い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人自身は国民年金保険

料の納付に関与していないため、納付金額等も不明である上、納付を行ったとするその夫から聴取しても、町内会集金により納付したとするだけで、納付金額や国民年金手帳への印紙の貼付等具体的な状況を説明できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から53年9月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から53年9月まで

社会保険庁の記録では、夫は昭和46年1月から付加保険料を納付しているが、私は53年10月から付加保険料を納付したことになる。

当時は農業に従事しており、少しでも若いうちに付加保険料を納付した方がよいと考え、夫と同時に付加保険料の納付手続をしたと思っている。

国民年金保険料は町内会集金で夫婦一緒に納付しており、私と夫の記録は一致するはずなので、申立期間について付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の国民年金手帳には、「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄に「昭和46年1月1日(農)」の記載があり、その夫については、同年1月1日に農業者年金に加入し、付加保険料が強制となったことが確認できるが、申立人の国民年金手帳の同欄には何も記載されておらず、申立人がその夫と同時に付加保険料の納付手続を行った状況は確認できない。

また、申立人の夫の国民年金手帳には、昭和46年1月から50年3月までの期間において、通常の検認印のほかに付加保険料の納付を意味する「納比」又は「納附」の印が押されているが、申立人の国民年金手帳には「納比」又は「納附」の印は押されておらず、申立人については付加保険料が納付されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、付加保険料の納付手続を行った時期や手続方法等について覚えていない上、申立人が申立期間において付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期

間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。